

第5章

市民協働によるまちづくり

第5章 市民協働によるまちづくり

本計画は、市民協働をまちづくりの基本とします。具体の都市計画や様々なまちづくりにおいても同様に進めるため、次の「市民協働によるまちづくりの考え方」と「まちづくりの進め方と目標」を定めます。

1. 市民協働による、まちづくりの考え方

市民協働のまちづくりは、次のような考え方を基本に進めます。

(1) 行政と市民がお互いに支え合う

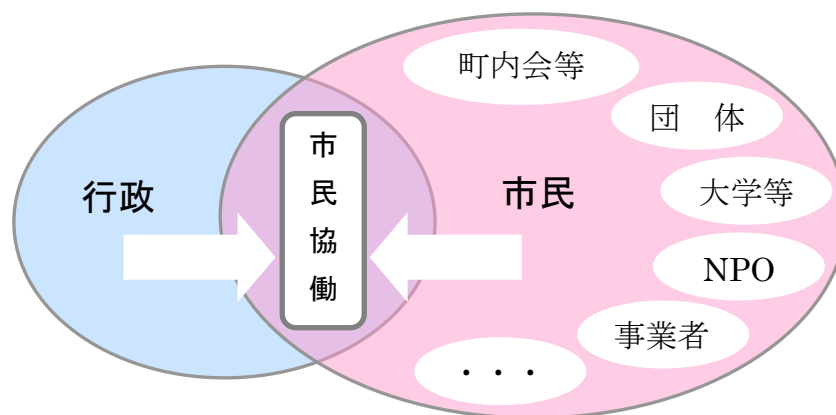
まちづくりは、行政、市民という垣根をなくして進めていくことが大切ですが、実際のまちづくりにおいてはそれぞれの立場もあります。このため、お互いの役割を踏まえ、それぞれが支え合いながら、まちづくりを進めていく必要があります。

(2) 多様な主体による地域づくりの実現

地域社会では、市民を始め、町内会・自治会等の地縁組織、コミュニティ推進地区等の地域の組織に加え、事業者、NPOなど、様々な主体が互いに関わりあいながらコミュニティが形成されています。

この計画では、町内会・自治会等の活動の充実・活性化を図るとともに、これらの枠を超えて多様な主体によって構成される組織が行う、地域の特色に応じた自主的な地域づくりの実現を目指します。

市民協働の概念



2. まちづくりの進め方と目標

第1段階：情報の共有化とまちづくりへの市民参加

市民等が主体的に取り組むまちづくり活動においては、活動の支援に関する組織や制度、各種の統計資料などの情報が重要です。

また、行政においても市民等の意見や地域の状況の把握が大切です。

特にも、市民等と行政が情報を共有しながら共通の認識を持つことが必要であり、また多くの市民やNPO、各種団体、事業者などがまちづくりへの関心を高め、活動に参加していくことも大切です。

(1) 情報の共有と共通認識

本計画の策定や地域別構想の充実化においては、情報紙「Anonassu (あのなっす)」やホームページ、市の広報紙などを通じてまちづくりに関する情報を発信し、市民から多くの意見をいただいております、これからも意見収集や、まちづくりの情報発信に努めます。

さらに、人口や年齢構成、商工業など地域の状況を客観的に捉えるため、国勢調査などの統計資料は重要であることから、本市においてはこれら客観的な統計情報を活かしながら、まちづくり活動を支援します。

(2) まちづくりへの市民参加

本計画の策定の段階においては、一般市民へのアンケート調査や市民団体（商工観光、農林業等）等へのヒアリングを実施し、また、計画素案については、様々な手法による周知を図りながら、多数の市民の意見をいただいております。

住みよい地域づくりをめざし、市民等と行政が共にまちづくりを考える機会を設けるとともに、より多くの市民等の参加を促すこととします。

第2段階：まちづくりの体制と協働のルールづくり

まちづくり活動の持続性を図るために、市民等と協働の体制づくりを進めます。

(1) まちづくりの体制づくり

- ・ 市民活動のネットワークの形成を促進します。
- ・ NPO、各種団体、事業者などの多様な主体の参画を促し、活動に適した体制づくりをめざします。

(2) 協働の場づくり

- ・ 恒常的な意見交換の場＝プラットフォームの設置をめざします。
- ・ 情報技術（IT）を活用して、わかりやすく参加しやすい環境づくりをめざし

ます。

(3) まちづくり支援制度の普及と情報提供

- ・ 専門家派遣制度（盛岡市まちづくりアドバイザー制度）の普及を図ります。
- ・ 都市計画の提案制度、地区計画制度、建築協定等の市民が主体的に取り組むことが可能な制度の周知と支援に努めます。
- ・ まちづくり補助制度に関する情報を収集し、提供に努めます。

(4) 市民協働のルールづくり

市民等と行政が協働してまちづくりに取り組むためには、それぞれの役割と責任を明確にし、市民等と行政が支え合う市民協働のルールづくりが必要です。

① 参加のルールづくり

- ・ 参加の公平性やプロセスの透明性を高めます。
- ・ 市民等と行政それぞれの役割と責任がわかるようにします。

② 合意形成のルールづくり

- ・ 一人一人が持つまちづくりに対する考え方の違いを認め合い、意見調整が図られるような環境づくりをめざします。
- ・ 本計画でも実践したグループで話し合いながら意見をまとめていくワークショップ等の活用を図りながら、多数決のみに頼らない納得による合意形成＝盛岡ルールの確立をめざします。
- ・ また、これらの実践や啓蒙にはコーディネートできる『人』が必要であり、市民等と協働でこのような『人』の育成をめざします。

第3段階：まちづくりの目標設定と検証、さらなる改善へ

本計画では、市民協働を基本として、第1段階の情報の共有化とまちづくりへの市民参加、第2段階のまちづくりの体制と協働のルールづくりを経ながら、第3段階にまちづくりの目標設定と活動の検証、さらなる改善による向上を図ることを位置付けることとします。

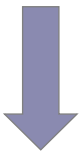
- ・ 市民、事業者、NPOや行政など多様な分野による協働により、地域の状況に沿った具体的なまちづくりの目標を設け、活動を実践します。
- ・ 設けた目標については、達成度や活動状況を点検するなど検証します。
- ・ 検証した結果を、その後の活動にフィードバックして、より良いまちづくり活動の実践をめざします。

第1段階：情報の共有化とまちづくりへの市民参加



- ・市民等と行政が情報を共有し、共通の認識をつくる。
- ・市民等の関心を高めるとともに、活動に参加するように促す。

第2段階：まちづくりの体制と協働のルールづくり



- ・まちづくりの体制をつくる。
- ・協働の場をつくる。
- ・まちづくり支援制度の普及や情報提供に努める。
- ・市民協働のルールをつくる。(盛岡ルール)

第3段階：まちづくりの目標設定と検証、さらなる改善へ



- ・協働により「まちづくりの目標」を設定する。
- ・目標をめざして「まちづくり活動を実践」する。
- ・目標の「達成度を検証」する。
- ・検証結果を活動に反映し「改善」する。(反復)

市民協働のまちづくりの推進

3. まちづくり活動の実践

「自分たちの住む地域は自分たちの手で」といった、市民が主体となったまちづくり活動が複数の町内会等において行なわれるようになってきました。

市民が自ら住みよい環境を目指し、まちづくりアンケートの実施や現地調査、勉強会や情報紙の発行、通学路などの安全点検や伝統文化の伝承に取り組むなど、まちづくり活動を通じて、住みよい環境と地域のコミュニティの向上が図られてきています。

本市では、市民協働によるまちづくりを進めるため、事業者、NPOなどと行政が連携しながら、専門家（まちづくりアドバイザー）を派遣するなど、市民による自主的なまちづくりを支援しています。

